

半島・離島・奄美群島における 租税特別措置について

国土交通省国土政策局
平成25年8月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 新たな特別措置の概要



半島地域・離島地域又は奄美群島のうち、市町村の長が産業の振興に関する計画（一定の基準を満たすものに限る）を策定する地区として関係大臣（総務・農林水産・国土交通）が指定する地区において、個人又は法人が、機械・装置、建物・その附属施設及び構築物の取得等をして対象事業（以下に示す4業種）の用に供した場合は、5年間の割増償却ができる。
【適用期間：半島・離島 平成25～26年度、奄美群島 平成25年度】

製造業・旅館業

- (1)対象 ①資本金5,000万円以下の事業者： 機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等
②資本金5,000万円超の事業者： 機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等

- (2)取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合

事業者の資本金規模	資本金1,000万円以下	資本金1,000万円超5,000万円以下	資本金5,000万円超1億円以下	資本金1億円超
半島地域	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	
離島地域・奄美群島	500万円以上		1,000万円以上	2,000万円以上

- (3)割増償却の償却限度額 機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%

- (4)割増償却期間 5年

農林水産物等販売業・情報サービス業等

- (1)対象 ①資本金5,000万円以下の事業者： 機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等
②資本金5,000万円超の事業者： 機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等

- (2)取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合

- (3)割増償却の償却限度額 機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%

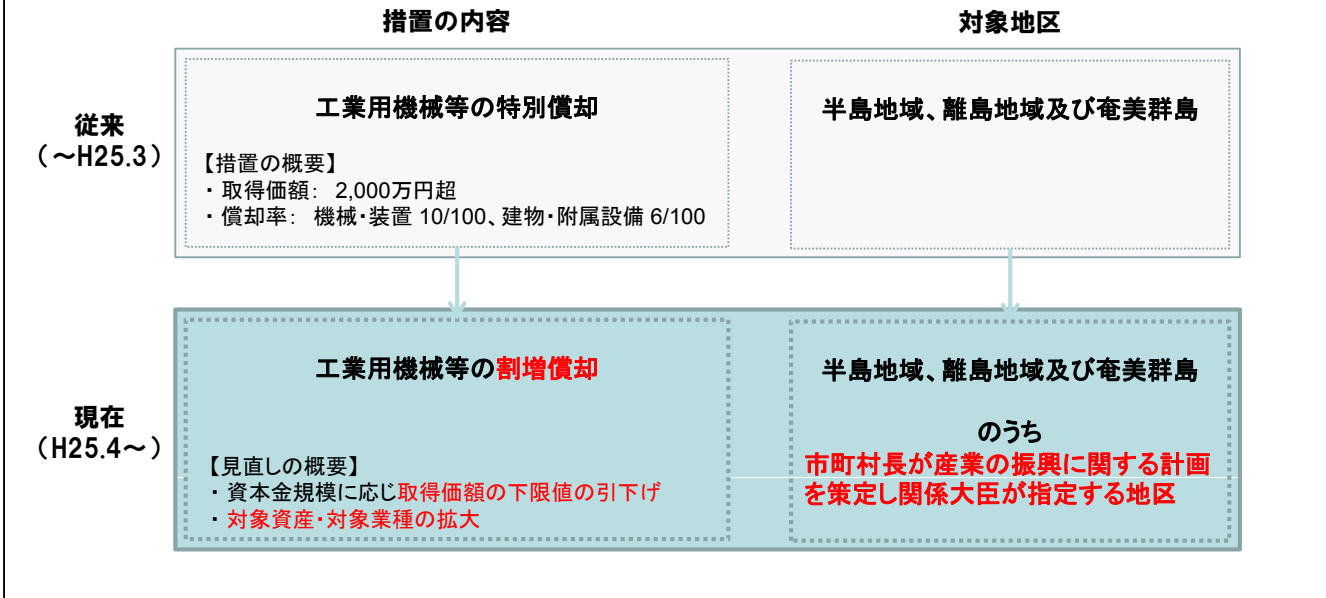
- (4)割増償却期間 5年

※取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあつては、改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む。

2. 平成25年度税制改正による見直しのポイント

平成25年度の税制改正により、半島地域・離島地域・奄美群島における工業用機械等の特別償却制度は、各地域の設備投資の実態を踏まえて大幅な見直しを実施。

- ✓ **内発的発展をはじめとする産業振興をより効果的に推進するため、中小事業者に関する要件緩和などが行われ、幅広い事業者が措置を活用できる可能性。**
- ✓ **当該措置が市町村による産業振興策に資するものとなるよう、税制適用に当たっては、事前に市町村長が産業の振興に関する計画を作成することが必要。**



3. 見直しのポイント①（対象業種の追加）

現 行		見直し後	
地域	対象業種	地域	対象業種
半島地域	製造業、農林水産物等販売業	半島地域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等
離島地域	製造業、旅館業*、情報サービス業等	離島地域	
奄美群島	製造業、農林水産物等販売業、 情報サービス業等	奄美群島	

* 離島地域のうち過疎地域に類する地区に限る。

【解説】

- ◆ 農林水産物等販売業とは、地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業を指します。（現行の租税特別措置法施行令第6条の3第5項第1号のロを参照。）
- ◆ 情報サービス業等とは、情報サービス業のほか、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンターを指します。（現行の租税特別措置法施行令第6条の3第5項第3号のニ、同法施行規則第5条の11第3項を参照。）
- ◆ 旅館業とは、旅館業法（昭23法138）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（財務省令で定めるものを除く。）を指します。（現行の措置法施行令第6条の3第5項第2号のロを参照。）
また、見直し後は、過疎地域に類する地区以外の離島地域においても、旅館業を対象業種とすることができます。

3. 見直しのポイント②-1(取得価額の下限值等の見直し)

製造業・旅館業

現 行

地域	
半島地域、離島地域 奄美群島	2,000万円以上の新增設による取得



見直し後

地域	資本金1,000万円以下	資本金1,000万円超5,000万円以下	資本金5,000万円超1億円以下	資本金1億円超
半島地域	500万円以上の取得等	1,000万円以上の取得等	2,000万円以上の新增設による取得等	
離島地域・奄美群島	500万円以上の取得等		1,000万円以上の新增設による取得等	2,000万円以上の新增設による取得等

【解説】

- ◆ 上記の下限値は、一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。次号イ及び第三号において同じ。)で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額の下限値を指します。
- ◆ ここでの減価償却資産とは、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品(所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるもの)を指しています。
- ◆ 見直し後は、各地域における設備投資の実態を踏まえ、資本金規模に応じた取得価額の下限値を設定しています。
- ◆ 取得等とは、取得又は製作若しくは建設を指します。(建物及びその附属施設については、改修(増築、改築、修繕又は模様替)のための工事による取得又は建設も含みます。)
- ◆ ただし、資本金5,000万円超の事業者については、新增設による取得等のみに限られます。

3. 見直しのポイント②-2(取得価額の下限值等の見直し)

農林水産物等販売業・情報サービス業等

現 行

地域	
半島地域、離島地域 奄美群島	2,000万円以上の新增設による取得



見直し後

地域	資本金5,000万円以下	資本金5,000万円超
半島地域、離島地域 奄美群島	500万円以上の取得等	500万円以上の新增設による取得等

【解説】

- ◆ 上記の下限値の定義は、前ページに示したものと同じです。
- ◆ 見直し後は、各地域の設備投資の実態を踏まえ、資本金規模にかかわらず、一律500万円以上に設定しています。
- ◆ 「取得等」については、28ページを参照してください。

3. 見直しのポイント③（対象資産の追加）

現 行

見直し後

機械・装置、建物・付属設備



機械・装置、建物・付属設備、**構築物**

【解説】

- ◆ 構築物とは、花壇などの緑化装置や看板、敷地内の道路や塀など、一般に、建物と建物附属設備以外の土地の上に定着した建造物、土木設備、工作物を指します。詳細は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭40大蔵省令15)「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」における細目等を参照してください。

3. 見直しのポイント④（特別措置による償却限度額等）

現 行

見直し後

特別措置	特別償却の償却限度額
特別償却	機械・装置 取得価額の10/100
	建物・附属設備 取得価額の6/100



特別措置	割増償却の償却限度額
割増償却 (5年間)	機械・装置 普通償却限度額の32/100
	建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48/100

【解説】

- ◆ 特別償却とは、対象資産を取得して対象事業の用に供した日を含む事業年度に限り、普通償却限度額に加え、償却限度額の上乗せができる制度です。
- ◆ 割増償却とは、対象資産を取得して対象事業の用に供した日以降の一定期間において、普通償却限度額に加え、償却限度額の上乗せができる制度です。
- ◆ 特別償却や割増償却の効果や適用イメージについては、33～35ページを参照してください。
- ◆ 見直し後の特別措置では、対象資産を取得して指定事業の用に供した年度以後の5年以内の日を含む各事業年度において、償却限度額の上乗せ(普通償却額限度額の一定割合を上乗せ)ができる制度です。(資産が指定事業の用に供している期間に限りにおいて適用されます。)
- ◆ 見直し後の特別措置では、5年間で見た場合に、現行の措置と比較して、より大きい金額を早期に償却することが可能な措置となっており、課税繰り延び効果が高くなっています。(35ページを参照)

(参考) 特別償却制度について①

- 特別償却制度は、事業者が機械、建物等の資産を取得して事業の用に供した場合、通常の償却額に加え、一定の償却限度額の上乗せを行うことができる制度です。
- 通常の償却額より多い額を償却額として必要経費に算入することで、償却額の上乗せ部分に係る課税が繰り延べされます。これにより、投資の初期段階における資金繰りの改善などに繋がります。(以下の「特別償却制度の効果」を参照。)
- 特別償却制度には、資産を取得して事業の用に供した初年度において、通常の償却額に償却限度額の上乗せができる(狭義の)特別償却と、資産を取得して事業の用に供した年度から一定期間上乗せができる割増償却といった措置があります。

【特別償却制度の効果】

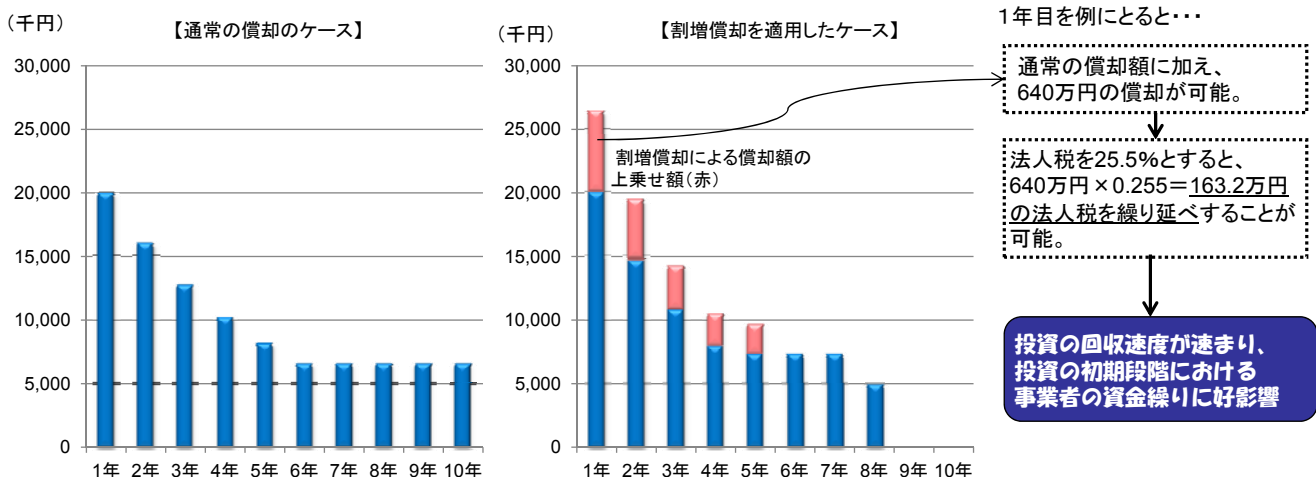
- ◆ 本特別措置の適用することで、通常より多い償却額(本特別措置の場合、割増償却による償却額の上乗せ部分に相当する額)を必要経費として算入することができます。
- ◆ 必要経費として計上することで、その分だけ当期の利益が減少するので、(必要経費として算入しなかった場合に)本来(上乗せ部分について)生じていた法人税等の支払いがなくなり(=繰り延べされ)ます。すなわち、当該事業年度において法人税等の支払いによるキャッシュの流出が生じません。
- ◆ したがって、当該事業年度において、通常と比べてキャッシュがより多く残り、事業者の資金繰りの改善につながります。

(参考) 特別償却制度について②

- 平成25年度から半島・離島・奄美群島において適用される割増償却の適用イメージは以下のとおりです。

◆ 新たな措置の適用イメージ ～ 減価償却費の費用計上の推移 ～

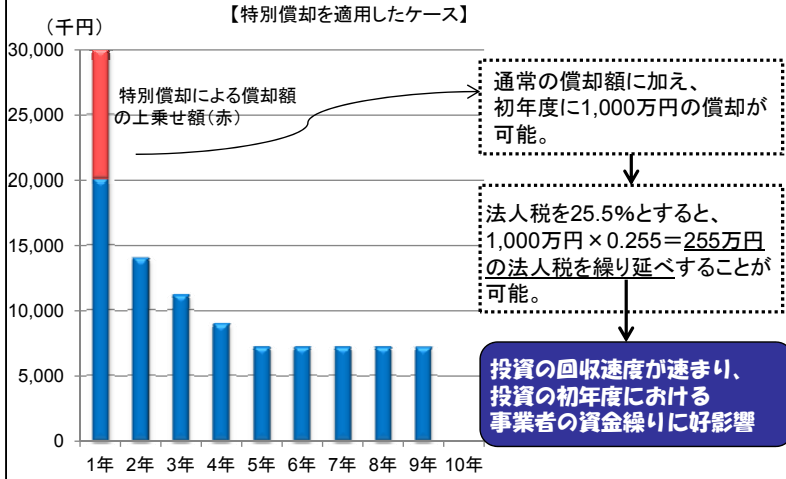
※ 1億円を機械を取得。減価償却資産の耐用年数が10年、定率法による償却とした場合



■ 半島・離島・奄美群島については、平成24年度まで特別償却が措置されていました。その適用イメージ及び新たな措置の適用イメージとの比較は以下のとおりです。

◆ 従来からの措置の適用イメージ
～ 減価償却費の費用計上の推移～

※ 1億円の機械を取得。減価償却資産の耐用年数が10年、定率法による償却とした場合



◆ 償却額の上乗せ額について、新たな制度と従来を比較(前頁と左の適用イメージを比較)すると以下のとおりとなります。

【償却額の上乗せ額の比較】

単位: 千円

	【従来からの措置】 特別償却による 償却額の上乗せ額	【新たな措置】 割増償却による 償却額の上乗せ額
1年目	10,000	6,400
2年目	—	4,710
3年目	—	3,467
4年目	—	2,552
5年目	—	2,347
合計	10,000	19,476